平成○年（ワ）第○○○○号　慰謝料請求事件　　　　　　　　　　　　　直送済

原　告　甲　山　明　子

被　告　乙　川　花　子

答　　弁　　書

平成○年○月○日

○○地方裁判所民事第○部○係　御中

　〒○○○－○○○○　　　　　○○県○○市○○区○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　○○法律事務所（送達場所）

　　　　　　　　　　被告訴訟代理人弁護士　　乙　　　野　　　次　　　郎

　　　　　　　　　　　　　電　話　○○○－○○○－○○○○

　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　○○○－○○○－○○○○

第１　請求の趣旨に対する答弁

１　原告の請求を棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

第２　請求原因に対する認否

１　請求原因１は不知。

２　請求原因２のうち，写真に被告と訴外某が撮影されていることは認めるが，その余は否認ないし争う。被告と訴外某が交際していた事実はない。

３　請求原因３は不知。

４　請求原因４は不知。仮に原告の体調が悪化したとしても，被告の責任に基づくものではない。

５　請求原因５は争う。

第３　被告の主張

１　不貞行為の不存在

訴外某は被告と同じ会社に勤務していたものに過ぎず，単なる同僚のうちの１人に過ぎない。甲第２号証の写真は社内旅行の際に撮影されたものであって，２人きりで旅行に行ったことは一度もない。

すなわち，原告が疑っているような不貞行為の事実は存在しないのである。

なお，訴外某が被告との交際を認めたなどと主張されているが，事実に反する。訴外某の陳述書によれば，原告に詰問されたのは事実のようであるが（乙１），不貞行為を認めたことは一切なく，「そのように根拠もなく疑うのであれば離婚する。」と述べたに過ぎないということである。

２　婚姻関係の破綻

不貞行為の存否については上記のとおり否認するが，それ以前の段階で原告と訴外某の婚姻関係は破綻していたものである。

すなわち，別居には至っていなかったものの，平成○○年ころには夫婦の会話は皆無になっており，事実上家庭内別居の状態に至っていたということである（乙１）。

このように，既に婚姻関係が破綻していた以上，被告との問題で離婚に至ったものではなく，損害賠償責任が発生する余地はない。

３　消滅時効

原告の指摘する写真は５年以上前のものであり，その後，被告が退社してからは訴外某と一度も会ったこともない。そして，甲第２号証の写真をきっかけとして疑いが生じたということであれば，この問題が発生してから既に３年以上が経過していたこととなる。

上記１記載のとおり被告は不貞行為の存在そのものを否認しているが，予備的に消滅時効を援用するものである。

このようにいかなる観点から見ても原告の請求には理由がなく，直ちに棄却されるべきである。

以上

１　乙１号証　陳述書（訴外某作成）

１　乙号証の写し　　　　　２通

２　証拠説明書　　　　　　２通

３　訴訟委任状　　　　　　１通